

東大阪市上下水道局入札参加停止要綱取扱要領

令和元年 6 月 1 日

東大阪市上下水道局内規第共 1 6 号

(摘要)

この内規は、東大阪市上下水道局入札参加停止要綱（令和元年東大阪市上下水道局内規第共 1 5 号。以下「要綱」という。）の取扱について定めるものとする。

第 1（要綱第 2 条第 1 項関係）

- (1) 事実の把握については、水道総務部管財課又は下水道部下水道総務室総務契約課が確認した資料又は情報に基づいて行い、入札参加停止を行う始期は、当該事実を知った日とする。（次項に該当する場合を除く。）ただし、当該事実を知った時点において当該事実が明らかになったときから 1 年を経過している場合は、当該事実について入札参加停止を行わないものとする。
- (2) 入札参加停止期間中の有資格業者について、別件により再度入札参加停止を行う場合の始期は、既に措置されている入札参加停止期間満了日の翌日とする。この場合、入札参加停止の通知をするときは別途行うものとする。
- (3) 本項および第 3 条各項の規定による入札参加停止、第 4 条第 8 項の規定による入札参加停止の解除または第 9 条の規定による警告または注意の喚起に係る決定、第 1 1 条の規定による建設工事契約審査委員会の決定は、東大阪市上下水道事業管理者及び東大阪市長において同一内容となるように協議調整を行うものとする。

第 2（要綱第 3 条関係）

- (1) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止期間中の有資格業者を共同企業体を通じて入札参加させないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな入札参加が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないものとする。
- (2) 第 3 項の規定に基づく共同企業体の入札参加停止は、入札参加停止期間中の有資格業者を、共同企業体を通じて入札参加させないための措置であり、当該共同企業体自らが別表第 1 各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定

に基づく入札参加停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「加重措置」という。）の対象にしないものとする。

第3（要綱第4条第2項関係）

- (1) 下請負人等又は共同企業体等の構成員又は組合員が加重措置に該当するときは、元請負人等又は共同企業体等の入札参加停止期間を超えてその入札参加停止期間を定めることができるものとする。

第4（要綱第6条第1項関係）

入札参加停止措置を講じたときは、東大阪市上下水道事業管理者及び東大阪市長の連名で様式（ア）により当該有資格業者に通知を行うものとする。

第5（要綱第9条関係）

- (1) 「入札参加停止に至らない事由」とは、次に掲げる場合とする。
 - ア 入札説明会及び資料配布並びに入札及び見積合わせにおいて、無断で欠席又は遅刻したとき。郵便で行う入札については、特段の事情もなく締切日までに入札書が到着しないとき。
 - イ 事後審査型入札において、入札参加要件を満たさないにもかかわらず入札に参加し、落札候補者となったとき。
 - ウ 契約の相手方が、指定する日までに契約に必要な書類を提出しないとき。
 - エ 工事の施工において、工事執行者及び現場代理人が監督員の指示に従わず、工事担当所属から文書注意又は文書警告を受けたとき。
 - オ その他、水道総務部管財課長又は下水道部下水道総務室総務契約課長が特に必要と認めるとき。
- (2) 前号のいずれかに該当する場合は、注意喚起を行い、注意喚起から1年以内に前項の事由に該当した場合は警告を行う。
- (3) 第1号において、同一日に二度以上これに該当したときは、注意喚起にとどめる。

第6（別表第1関係）

- (1) 第6号、第8号、第9号、第16号、第17号、第18号、第19号又は第21号に該当するときは、別表第2により期間を定めるものとする。
- (2) 錯誤により落札が取消しとなったときとは、契約日以前に落札となる者から入札の錯誤の申し出があり、局がその入札の錯誤を認める場合をいう。（第2号ウ関係）
- (3) 局発注工事等において、過失により粗雑にしたと認められるときとは、目的物又

は成果物の引渡し後に、当該目的物又は成果物に、過失による契約不適合（軽微なものを除く）が認められた場合とし、局発注工事においては、工事検査において「E」の評価がなされた場合とする。（第4号関係）

(4) 一般工事等において、過失により粗雑にした場合で、契約不適合の程度が重大であると認められるときは、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。（第5号関係）

(5) 局発注工事等及び一般工事等のいずれの契約においても、次の場合は原則として入札参加停止を行わないものとする。（第8号及び第9号関係）

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

(6) 局発注工事等において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、若しくは調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合、又は現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。（第8号及び第9号関係）

(7) 一般工事等で安全管理の措置が不適切であると認められるのは、現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。（第8号及び第9号関係）

(8) 「軽微」とは、交通機関や公共施設・民家等への損害が小さく、一般交通や公共事業・日常生活等への影響が少ない場合をいい、「軽傷」とは、怪我が軽度で通院等の加療を要しない場合をいう。（第8号及び第9号関係）

(9) 「局職員以外の者」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいい、特別法上公務員とみなされる場合も含むものとする。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。（第11号関係）

(10) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。(第10号、第11号、第21号及び第22号関係)

(11) 贈賄者の地位は、贈賄行為がなされた時点を中心に判断することとする。ただし、行為時において使用人であった者が、措置要件該時に役員等の地位にある場合、当該贈賄者の地位は役員等であるものとする。(第10号及び第11号関係)

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日東大阪市上下水道局内規第共6号)

この内規は、令和2年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年3月31日東大阪市上下水道局内規第共2号)

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日東大阪市上下水道局内規第共7号)

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日東大阪市上下水道局内規第共3号)

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日東大阪市上下水道局内規第共3号)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。